

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

5月22日発行

Vol.647

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。



令和6年度相馬野馬追

令和6年度相馬野馬追の行事概要は、次の通りです。

- 5月25日(土) お繰り出し・宵乗り
- 5月26日(日) 本祭り
- 5月27日(月) 野馬懸



目次

●被災自治体News

南相馬市	2
浪江町	11
双葉町	13

●NEXCO東日本

・常磐自動車道 上下線 常磐富岡IC～新地IC 夜間通行止めのお知らせ	15
---	----



南相馬市からのお知らせ

神旗争奪戦予想キャンペーン

5月21日HP更新

野馬追グッズが3名に当たる！SNSで参加しよう！

相馬野馬追

予想的中した3名様に
非売品の野馬追グッズが**当たる！**

応募方法

- 1) 本アカウント(@Minamisoma_City)をフォロー
- 2) ①～⑤のうち、予想する番号をリプライで回答

神旗争奪戦予想キャンペーン

最も武勲を上げるのは!?

神旗争奪戦とは
数百騎の騎馬武者が
御神旗を勇猛果敢に奪い合う
相馬野馬追の一大行事



1 宇多郷
(相馬市)



2 北郷
(鹿島区)



3 中ノ郷
(原町区・飯館村)



4 小高郷
(小高区)



5 標葉郷
(浪江町・双葉町
大熊町・葛尾村)

神旗争奪戦
5/26(日)
13:00より開幕

キャンペーン
応募期間
5/17(金)
▼
5/26(日)
12:00まで

相馬野馬追のなかでも、毎年熱気に包まれる「神旗争奪戦」！

最も多くの御神旗を勝ち取り、武勲を上げるのはどの郷なのか…！？

より多くの御神旗を獲得する郷を予想し、市公式Xへコメントしましょう！

正解者の中から抽選で3名の方に、非売品の野馬追グッズ(扇子)をプレゼントします。

皆で相馬野馬追を盛り上げましょう！

開催期間

5月17日(金)～5月26日(日) 正午

媒体

X(旧Twitter)、Facebook

▶ ソーシャルメディア公式アカウントはこちら

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/11/1110/11103/1/4/3319.html>



次ページへ続きます

応募方法

1. 参加する媒体の市公式アカウント（市公式X（旧Twitter）南相馬市公式@Minamisoma_City もしくは市公Facebook南相馬市公式）をフォロー
2. 画像内の①～⑤のうち、予想する番号を、市公式X（旧Twitter）で発信した投稿に返信する
 - ①宇多郷（相馬市）
 - ②北郷（鹿島区）
 - ③中ノ郷（原町区、飯舘村）
 - ④小高郷（小高区）
 - ⑤標葉郷（浪江町、双葉町、大熊町、葛尾村）

応募規約

- ① 応募は、1アカウントにつき1回のみとさせていただきます。
- ② 1アカウントで複数の応募があった際は、投稿時間が一番遅いものを採用いたします。
- ③ 当選者には、6月中に当選連絡をダイレクトメッセージにお送りし、プレゼント送付に必要な個人情報（住所・名前等）確認いたします。
- ④ 当選者がダイレクトメッセージを開放していない、連絡がつかない、プレゼント送付に必要な個人情報を市へ提供できないなどの場合、当選は無効となります。
- ⑤ 当選が無効になった場合、改めて抽選を行い、当選者を選出します。
- ⑥ プレゼント送付に必要な個人情報は、発送対応のみに限定し、使用させていただきます。
- ⑦ プレゼント送付に必要な個人情報は、発送から一週間を目途に削除いたします。
- ⑧ 以下の行為に該当した場合、応募は無効となります。
 - 法令、犯罪、公序良俗に反する行為
 - 第三者のプライバシー、名誉、その他一切の権利または利益を侵害するもの

問い合わせ

総務部 秘書課 広報広聴係

TEL 0244-24-5216

令和6年度以降の個人市民税・県民税

5月17日HP更新

個人の市民税・県民税は、税金を負担する能力のある人が一律の額を負担する「均等割」と、その人の所得金額に応じて負担する「所得割」、令和6年度から課税が開始される「森林環境税(国税)」から構成され、その年の1月1日現在に住んでいる市町村で前年中の所得に基づき課税されることになっています。

納税の方法には、税額決定納税通知書により納税者が金融機関等で納税していただく「普通徴収」の方法と、給与の支払者が納税者の給与から徴収して納税していただく「給与所得からの特別徴収」の方法、および公的年金の支払者が納税者の年金から徴収して納税していただく「公的年金からの特別徴収」の方法があります。

▶ 給与所得等に係る市県民税の特別徴収について

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/business/zeikin/2/4018.html>



▶ 公的年金からの特別徴収

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/11/1140/11402/3/1260.html>



納める人

納税義務者	所得割	均等割	森林環境税(国税)
市内に住所がある個人	対象	対象	対象
市内に住所はないが事務所または家屋敷のある個人	対象外	対象	対象外

※ 家屋敷とは、自己または家族の居住の目的で住所地以外の場所に設けられた住宅で、必ずしも自己の所有でなくても、いつでも自由に居住できる状態にある建物をいいます。

市民税・県民税がかからない人

■均等割・森林環境税(国税)も所得割もかからない人

- ① 生活保護法の規定によって生活扶助を受けている人(教育扶助や医療扶助を受けているだけではこれに該当しません。)
- ② 障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の人(前年の所得が給与所得だけの場合は、収入金額が204万4千円未満の人)
- ③ 前年の合計所得が次の算式で求めた額以下の人

$$28\text{万円} \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数}) + 10\text{万円} + 16\text{万8千円}$$

注意 控除対象配偶者または扶養親族(16歳未満の扶養親族を含む)がいる場合のみ16万8千円を加算します。

次ページへ続きます 

■所得割のかからない人

前年の総所得金額等が次の算式で求めた額以下の人

$35\text{万円} \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数}) + 10\text{万円} + 32\text{万円}$

注意 控除対象配偶者または扶養親族(16歳未満の扶養親族を含む)がいる場合のみ32万円を加算します。

市民税・県民税の税額の計算方法

■均等割・森林環境税(国税)

東日本大震災からの復興を図ることを目的とした復興特別税(市民税・県民税各500円)は、令和5年度で終了しました。

また、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の創設により、令和6年度から課税が開始される森林環境税(国税)について、市町村で賦課徴収することとなりました。

税目		令和5年度まで	令和6年度から
市民税	均等割	3,000円	3,000円
	復興特別税	500円	—
県民税	均等割	1,000円	1,000円
	復興特別税	500円	—
	福島県森林環境税(注釈1)	1,000円	1,000円
森林環境税(国税)		—	1,000円
計		6,000円	6,000円

(注釈1) 県民税のうち1,000円は、森林環境の保全に取り組む財源に用途を限定した福島県森林環境税です。福島県森林環境税は平成18年度から導入されています。

▶「福島県森林環境税」と「国の森林環境税」について(福島県)

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/shinrinkankyouzei/fukukushimasinrinkankyouzeitojyouyozai.html>



■所得割

$(\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率} - \text{税額控除} - \text{配当割額控除額} \cdot \text{株式等譲渡所得割額控除額}$
 $= \text{所得割額}$

※ 所得割の税額の計算方法等について、詳しくは下記ホームページをご覧ください。

▶ 令和6年度以降の個人市民税・県民税(南相馬市)

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/life/zeikin/2/25748.html>



次ページへ続きます 

納税の方法

個人市民税の納税の方法には、「普通徴収」と「給与所得からの特別徴収」と「公的年金からの特別徴収」の3つの徴収方法があり、そのいずれかによって納税することとされています。

■事業所得者などの納税方法(普通徴収)

普通徴収とは、市から税額決定納税通知書により納税者に通知され、通常4回の納期に分けて納税していただく徴収方法です。

■給与所得者の納税方法(給与所得からの特別徴収)

給与所得からの特別徴収とは、通常6月から翌年の5月までの12回に分けて給与の支払者が毎月の給与の支払いの際に、市民税・県民税を天引きして、納入していただく徴収方法です。

▶ 個人市民税・県民税給与所得の特別徴収について

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/11/1140/11402/5/1387.html>



●年の途中で退職した場合の納税方法

毎月の給与から市民税・県民税を特別徴収されていた納税者が退職したときは、次の場合を除き、その翌月以降の残税額を普通徴収の方法によって納税していただきます。

1. その納税者が他の会社に就職し、引き続き特別徴収される場合
2. 6月1日から12月31日までの間に退職した人で、残税額を一括して徴収されることを申し出た場合
3. 翌年1月1日から5月31日までの間に退職した人で、残税額を超える給与などがある場合(この場合は、本人の申し出がなくても給与などから残税額が徴収されます。)

■公的年金等所得者の納税方法(公的年金からの特別徴収)

公的年金からの特別徴収とは、年金保険者(日本年金機構等)が年金の支払いの際に納税者の年金から市民税・県民税を天引きして、納入していただく徴収方法です。

▶ 個人市民税・県民税の公的年金等からの特別徴収制度について

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/11/1140/11402/3/1260.html>



次ページへ続きます 

市民税の免除・軽減

失業されたり、生活扶助等を受けるなど特別な事情がある場合には、市民税の免除・軽減の制度がありますのでご相談ください。

【減免対象者】

- ① 生活保護を受けている方
- ② 賦課期日(その年の1月1日)現在、勤労学生である方(注1)
- ③ 失業等(定年退職、自己都合による退職を除く)により、前年の合計所得金額(注2)が、「減免基準額」(注3)以下で、本年中の所得が半分以上になる方
- ④ 負傷または疾病により所得が皆無となる場合または著しく減少する場合で、前年中の合計所得金額が「減免基準額」以下の方
- ⑤ 震災、風水害などの災害により死亡された方
- ⑥ 震災、風水害などの災害により障がい者となった方
- ⑦ 震災、風水害などの災害により住宅または家財に損害を受けた方(損害の程度、所得金額、損害保険金の補てんなどにより対象にならない場合があります。)

(注1) 勤労学生で減免対象となるのは、所得控除における勤労学生控除の対象者です。

なお、「勤労学生」とは次の(1)から(3)に該当する人をいいます。

- (1) 学校教育法第1条(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園)に規定する学校の学生、生徒または児童
- (2) 国、地方公共団体、または私立学校に規定する学校法人、私立専修学校および私立各種学校もしくはこれらに準ずるもの
- (3) 職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける人

(注2) 「合計所得金額」とは、純損失・雑損失の繰越控除をしないで計算した各種所得の合計額に、退職所得金額および山林所得金額を加算した額です。

(注3) 「減免基準額」とは「135万円＋配偶者控除額＋扶養控除額」のことです。

問い合わせ

総務部 税務課 市民税係

TEL 0244-24-5226

個人市民税・県民税に関するよくあるご質問

5月17日HP更新

個人市民税・県民税の税率は市町村によってかわりますか？

【回答】 個人市民税・県民税の額とは均等割と所得割、森林環境税(国税)の合計額になります。均等割額は福島県内の場合5,000円(均等割額はお住まいの都道府県、市区町村によって超過課税を行う場合があります)、所得割額の税率は一律に10%となっています。

なお、一般的に個人市民税・県民税の大部分を占める所得割は、前年の所得に応じて計算されますので、前年の所得が増えたり、社会保険料の免除や、控除の対象となる扶養家族が減ったりすることにより控除額が減った場合には、税額は高くなります。

また、令和6年度から森林環境税(国税)1,000円を市町村で賦課徴収することとなりました。

私は、近所のスーパーでパートをしています。私自身の税金や配偶者の控除などはどのような扱いになりますか？

【回答】 パート収入は通常「給与収入」となります。

あなたの年間の収入が103万円以下であれば所得税はかかりません。また、93万円以下であれば市民税・県民税もかかりません。

配偶者控除の対象となる収入は年間103万円以下となっており、配偶者特別控除の対象となる収入は、年間103万円超188万円未満となっています。

私は税務署に確定申告をしました。市民税・県民税の申告も必要ですか？

【回答】 あらためて市民税・県民税の申告をする必要はありません。

市内に住所のある方が、前年分の所得税について確定申告書を提出した場合は地方税法の規定により、市民税・県民税の申告書を提出したものとみなします。

私は一人暮らしで、前年中は収入がありません。前年は県外の親元からの仕送りで生活していました。収入がなくても、市民税・県民税の申告をしなければなりませんか？

【回答】 前年中に収入がなかった方でも、市役所から市民税・県民税申告書が届いた場合は、市民税・県民税の申告にご協力をお願いします。詳しくは市役所税務課の市民税係までお問い合わせください。

次ページへ続きます 

私は勤務のかたわら雑誌の原稿を書き、その収入が15万円ほどあります。所得税の場合は20万円以下であれば申告不要と聞きましたが、市民税・県民税の申告は必要でしょうか？

【回答】 副収入分の市民税・県民税の申告は必要です。

所得税では、所得が生じた時点で源泉徴収をおこなっているなどの理由から、給与所得以外の所得が20万円以下の場合には確定申告が不要とされています。

しかし、市民税・県民税にはこのような制度がなく、他の所得と合算して税額を算出するため、あなたの場合は、副収入の多少にかかわらず市民税・県民税の申告が必要です。

私は会社に勤めており、市民税・県民税は毎月給料から差し引かれていました。7月末に会社を退職し現在は無職ですが、先日、市民税・県民税の納税通知書が送られてきました。退職後も市民税・県民税がかかるのはなぜでしょうか？

【回答】 給与所得者の収入にかかる市民税・県民税は年度の税額を12回に分けて6月から翌年の5月まで毎月給与から差し引き、会社(特別徴収義務者)がとりまとめて納めることになっています。退職などにより給与から引けなかった市民税・県民税は個人で納めていただくことになります。

あなたの場合は、7月末に退職され8月以降の市民税・県民税が給与から差し引けないため、お送りした納税通知書により納めていただくことになります。

なお、退職所得にかかる市民税・県民税は退職金等の支払いを受けるときに徴収されます。

▶ 退職所得に対する市民税・県民税について

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/11/1140/11402/2/1266.html>



私の父は3月に死亡しましたが、父の市民税・県民税はどうなるのでしょうか？

【回答】 3月に亡くなったあなたのお父さんの市民税・県民税は、相続される方が納税義務を引き継ぎ納めていただくことになります。

市民税・県民税は毎年1月1日(賦課期日)現在、南相馬市に住んでいる人に対して前年中(1月1日から12月31日)の所得に基づき課税されます。したがって、1月2日以降に亡くなった方に対しても市民税・県民税が課税され、相続される方が納税義務を引き継ぐことになります。

相続放棄をした場合は納税の義務もなくなります。その際は、「相続放棄受理通知書」等の提出が必要となります。

なお、次年度からは、あなたのお父さんに市民税・県民税が課税されることはありません。

次ページへ続きます 

私はA社を3月末に退職し、7月からB社に就職しました。市民税・県民税の1期分は納税通知書によりすでに納めたのですが、残り(2期から4期分)は就職したB社から給与天引きしてもらえるのでしょうか？

【回答】 お勤め先の会社(特別徴収義務者)の給与担当から「特別徴収に係る給与所得者新規届出書」を、市役所税務課の市民税係へ提出していただければ給与から天引き(特別徴収)に切替できます。

私は、令和6年3月に南相馬市からF市に引越しましたが、6月に南相馬市から令和6年度市民税・県民税の納税通知書が送られてきました。令和6年度(4月以降)住んでいないのになぜ送られてくるのでしょうか？

【回答】 市民税・県民税はその年の1月1日に住所のある市区町村に納めていただくことになります。あなたのように令和6年1月2日以降に南相馬市から転出された方でも、令和6年度分の市民税・県民税は南相馬市に納めていただくことになります。

問い合わせ

総務部 税務課 市民税係

TEL 0244-24-5226



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ
TEL:0244-26-5663



<http://www.minamisoma.tv/channel/>

今週の番組

番組内容 [5/17~5/24]

- 00分～ オープニング&今週の番組
- 02分～ 南相馬市長 5月 定例記者会見
- 14分～ 南相馬市中学校海外研修報告会 シンガポール編part3
- 45分～ 南相馬市スポーツ少年団 【日本空手道糸洲会 南相馬支部スポーツ少年団】
- 52分～ 令和6年 公立双葉准看護学院 卒業式
- 74分～ 相馬野馬追 中継のお知らせ
- 75分～ 南相馬市いきいき80体操 筋力トレーニングSTEP1
- 82分～ 南相馬見聞録 相馬小高神社
- 87分～ 気をつけろ “カードすり替え”
- 89分～ リクエストアワーのお知らせ





浪江町からのお知らせ

【まち・なみ・まるしえ】チャレンジショップ入居者募集！

5月20日HP更新

「チャレンジできる町！移住・定住促進の場」として 活動する事業者を募集します！！

仮設商業共同店舗施設「まち・なみ・まるしえ」は、整備されてから約8年が経ち、今後も町の貴重な財産として活用すべく、町の復興の変遷とともに目的を新たにし、再出発することになりました。今後は、新しい浪江町を創り上げていく拠点の一つとして、以下のような活動の場にしたいと考えています。

1. 帰還する事業者を応援！事業者の再開支援の場
2. チャレンジできる町！移住・定住促進の場
3. 復興を後押し！復興需要にこたえる公共的機関の活動の場

※ 今回の募集では、
「2.チャレンジできる町！移住・定住促進の場」の
活動拠点とする事業者を募集します。



募集内容

▶ チャレンジショップ入居基準及び募集要項[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/20671.pdf>



◆ 公募期限 5月31日(金)

◆ 申し込み方法

入居申込書に必要書類を添付し、郵送または窓口持参にて提出してください。

※ 窓口に持参する場合は、平日午前8時30分～午後5時15分の間にお越しください。

◆ 提出先 〒979-1592 浪江町大字幾世橋字六反田7-2
浪江町役場 産業振興課 商工労働係

次ページへ続きます

様式・資料

▶ 入居申込書[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/20043.pdf>



▶ 入居申込書[Word]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/20054.doc>



▶ まち・なみ・まるしえ全体図面[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/20045.pdf>



※今回募集する店舗は全体図(2)の店舗です。

▶ 備品リース料【募集店舗(2)】[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/20672.pdf>



問い合わせ

産業振興課 商工労働係

TEL 0240-34-0247

浪江町公式Facebook「つながろう なみえ」から

日山の山開き

6月2日(日)に「日山の山開き」が行われます。

日山は浪江町、二本松市、田村市、川俣町、葛尾村との5市町村にまたがる山で、登山口から山頂まで1時間半程度で登れる山です。

残念ながら浪江町側にある登山口2カ所は、帰還困難区域に指定されているため閉鎖中ですが、他の5カ所の登山口からの入山は可能となっています。

当日は、安全祈願祭や、初開催の「海まで届け！日山やまびこコンテスト」など、山頂でのイベントも予定されています。





双葉町HP「町長の活動状況」から

相馬妙見宮初發神社 春の例祭

4月22日

4月22日、相馬妙見宮初發神社境内において、春の例祭が執り行われました。伊澤町長は、お祝いの言葉を述べるとともに「震災前を思い出せるような営みを町内で再開できるよう復興を進めていきたい」とあいさつしました。



福島国営追悼・祈念施設(仮称)建築工事安全祈願祭

4月23日

4月23日、双葉町と浪江町にまたがるエリアに整備が進められている復興祈念公園内に、国が整備を進める福島国営追悼・祈念施設(仮称)の中核となる管理施設の安全祈願祭が執り行われました。

式典には、国、県、双葉町、浪江町など関係者が出席し、伊澤町長は着工を迎えたお祝いを述べるとともに「このエリアが福島復興の象徴となるよう取り組んでいく所存です」とあいさつしました。

今回整備される施設は、公園の中心(浪江町中浜地内)に位置し、双葉町と浪江町の沿岸部を一望することができる屋外施設を備え、令和7年度中に完成予定です。



双葉町HP「町長の活動状況」から

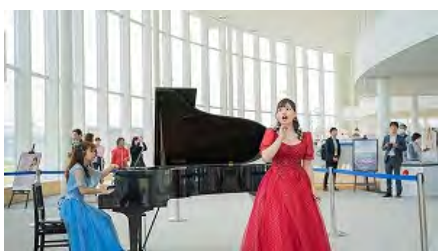
浅野燃糸双葉事業所1周年セレモニー

4月27日

4月27日、浅野燃糸株式会社双葉事業所において、開所1周年の記念イベントとして、国内外で活躍するソプラノ歌手あすみみ希(あき)さんによるリサイタルが開催されました。

双葉中学校から搬出したピアノを使い、岩手県大船渡市出身のピアニスト大友美波さんが伴奏し、オペラの楽曲や「花は咲く」、浅野燃糸(株)浅野雅己社長のリクエストに応え「川の流れるように」など5曲が披露されました。来場者はあすみさんの美しい歌声に耳を澄ませ、大きな拍手を送りました。

伊澤町長は、あすみさんと大友さんに花束を贈呈し、1周年のお祝いとお礼の言葉を述べました。終了後は記念撮影に応じたほか、今年度入社した新入社員5人に対し激励の言葉をかけました。



双葉町消防団地域貢献表彰受賞報告

4月22日

4月22日、双葉町役場において双葉町消防団 渡辺浩美団長から伊澤町長に「令和5年度消防団地域貢献表彰」の受賞を報告しました。町や町消防団の地域に密着した行動や団員確保のための取り組みが地域防災力の向上につながったと評価されたもので、渡辺団長が4月18日に総務大臣から伝達を受けました。



夜間通行止めのお知らせ

6月21日(金)～27日(木)

7月 3日(水)～11日(木)

7月12日(金)～19日(金)

平日 夜20時～翌朝5時
～舗装補修工事等を行います～

令和6年5月21日

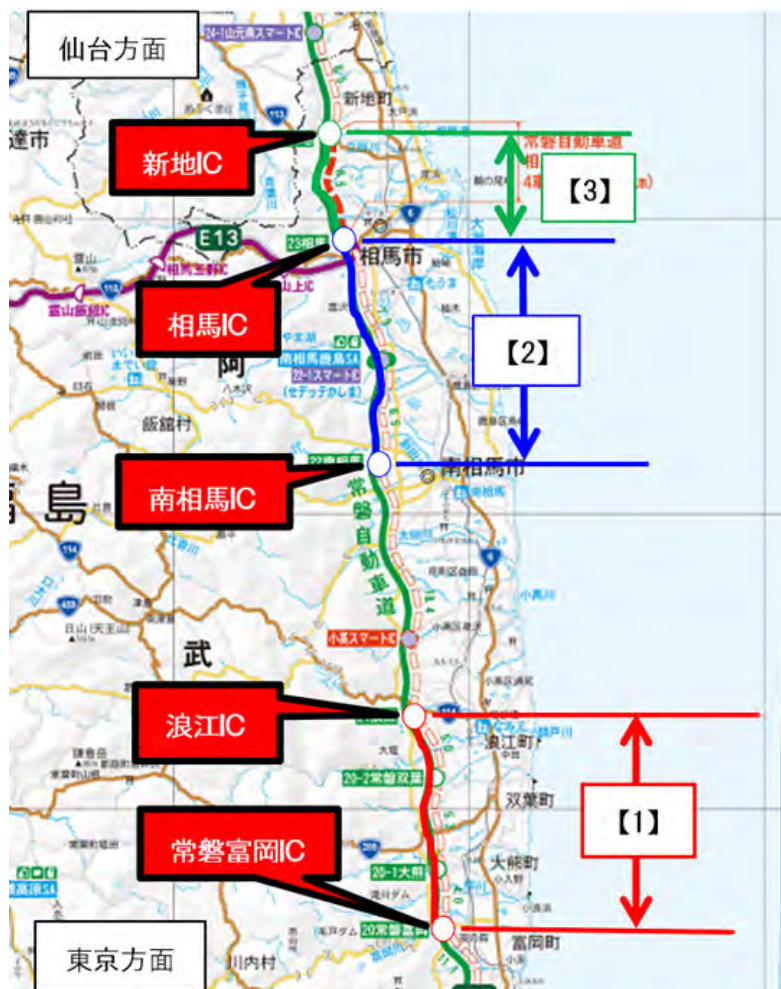
東日本高速道路株式会社

NEXCO東日本いわき管理事務所(福島県いわき市)では、**E6** 常磐自動車道 上下線 常磐富岡ICから新地ICにて舗装補修工事等を行うため、夜間通行止めを実施します。

お客さまには大変ご迷惑をおかけしますが、お出かけの際には時間にゆとりをもってくださいませよう、ご理解とご協力をお願いします。

1. 通行止め区間

- [1]** 常磐富岡IC～浪江IC(上下線)
- [2]** 南相馬IC～相馬IC(上下線)
- [3]** 相馬IC～新地IC(上下線)



※地理院地図(国土地理院)をもとに、NEXCO東日本が加工

次ページへ続きます

2. 通行止め日時

【1】常磐富岡IC～浪江IC(上下線)

実施日: 6月21日(金)～27日(木)

各日夜20時～翌朝5時 土・日を除く

予備日: 6月28日(金)～7月2日(火)

各日夜20時～翌朝5時 土・日を除く

【2】南相馬IC～相馬IC(上下線)

実施日: 7月3日(水)～11日(木)

各日夜20時～翌朝5時 土・日を除く

予備日: 7月22日(月)～31日(水)

各日夜20時～翌朝5時 土・日を除く

【3】相馬IC～新地IC(上下線)

実施日: 7月12日(金)～19日(金)

各日夜20時～翌朝5時 土・日を除く

予備日: 7月22日(月)～31日(水)

各日夜20時～翌朝5時 土・日を除く

※通行止め区間内にあるサービスエリアについては以下のとおり閉鎖します。

南相馬鹿島SA 夜20時～翌朝5時

※荒天時は、予備日に順延します。

※工事実施判断は、X(旧Twitter)などでお知らせします。



問い合わせ

NEXCO東日本 お客様センター

TEL 0570-024-024 または 03-5308-2424

避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム(避難者名簿)に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・転居したので住所が変わった(変わる予定である)
- ・家族構成が変わった
(子が進学などで転出、帰還した家族がいる など)
- ・避難生活が終了した(避難の意思を有しなくなった)

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している 世帯数と人数(2024.5.22現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	13	32
原町区	3	3
南相馬市 計	16	35
浪江町	3	10
双葉町	1	1
郡山市	3	7
合 計	23	53

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511